

昭和三十年法律第三十七号

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、消費税法(昭和六十三年法律第八号)、酒税法(昭和二十八年法律第六号)、たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)、揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)、地方揮発油税法(昭和三十年法律第四号)、石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)又は石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)その他の内国消費税に関する法律(以下「消費税法等」という。)及び国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定において定めるもののほか、輸入する物品に対する内国消費税の確定、納付、徴収及び免除等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。一 「内国消費税」とは、消費税法等の規定により課される消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税をいう。

二 「課税物品」とは、消費税法第二条第一項第十一号(定義)に規定する課税貨物、酒税法第二条第一項(定義)に規定する酒類(以下この条において「酒類」という。)、たばこ税法第三条(課税物件)に規定する製造たばこ、揮発油税法第二条第一項(定義)に規定する揮発油(同法第六条(揮発油等とみなす場合)の規定により揮発油とみなされる物を含む。)、石油ガス税法第三条(課税物件)に規定する課税石油ガス又は石油石炭税法第三条(課税物件)に規定する原油、石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭をいう。

三 「保税地域」とは、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条(保税地域の種類)に規定する保税地域(酒類の製造場に該当するものを除く。)をいう。

四 「保税工場」とは、保税地域のうち関税法第五十六条第一項(保税工場の許可)に規定する保税工場(同法第六十一条の五第二項(保税工場の許可の特例)の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。)をいう。

五 「保税展示場」とは、保税地域のうち関税法第六十二条の二第一項(保税展示場の許可)に規定する保税展示場をいう。

六 「総合保税地域」とは、保税地域のうち関税法第六十二条の八第一項(総合保税地域の許可)に規定する総合保税地域をいう。

七 「輸入」とは、関税法第二条(定義)に定める輸入をいう。

(関税の簡易税率適用物品に対する内国消費税の非課税)

第二条の二 保税地域から引き取られる課税物品のうち、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第三条の二第一項本文(入国者の輸入貨物に対する簡易税率)の規定の適用を受けるものについては、当該引取りに係る内国消費税は、課さない。

(課税物品の確定の時期)

第三条 保税地域からの引取りに係る課税物品に内国消費税を課する場合の基礎となる課税物品の性質及び数量は、当該物品に課税する場合(関税定率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる場合を含む。次条において同じ。)の基礎となる当該物品の性質及び数量による。ただし、次の各号に掲げる課税物品については、当該各号に定める時における性質及び数量による。

一 関税法第六十一条の四(保税工場)において準用する同法第四十三条の三第一項(保税蔵置場に外国貨物を置くこと)の承認)若しくは同法第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと)の承認)又は同法第六十二条の三第一項(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続)の承認を受けて加工され、又は製造された課税物品(政令で定めるものを除く。)(当該物品につき同法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定に基づく輸入の申告(以下「輸入申告」という。)をする時

二 第十六条第七項、第八項又は第九項の規定により保税地域から引き取るものとみなされる課税物品 これらの規定に定める時(適用法令)

第四条 保税地域からの引取りに係る課税物品に内国消費税を課する場合に適用する法令は、当該物品に課税する場合の法令を適用する日において適用される法令による。

2 保税蔵置場(保税地域のうち関税法第四十二条第一項(保税蔵置場の許可)に規定する保税蔵置場(同法第五十条第二項(保税蔵置場の許可の特例)の規定により同法第四十二条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。))

をいう。若しくは総合保税地域に置かれた課税物品又は保税工場若しくは総合保税地域における同法第五十六条第一項(保税工場の許可)に規定する保税作業による製品である課税物品で、輸入申告がされた後同法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による輸入の許可(以下「輸入の許可」という。)(同法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて引き取られる課税物品については、その承認)がされる前に当該物品に適用される内国消費税に関する法令の改正があつたもの(同法第四条第一項第四号又は第七号(課税物件の確定の時期)に掲げる貨物に該当するものを除く。))については、前項の規定にかかわらず、当該許可又は承認の日において適用される法令による。

(保税地域からの引取り等とみなす場合)

第五条 課税物品を保税地域以外の場所から輸入する場合又は関税法第六十二条の四第二項(輸入とみなされる販売)(同法第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)(規定により保税展示場又は総合保税地域内における外国貨物の販売が輸入とみなされる場合)には、その輸入又は販売を保税地域からの引取りとみなして、消費税法等及びこの法律の規定を適用する。

2 第八条第一項の規定その他この法律の規定により税関長が直ちに外国貨物に係る消費税を徴収する場合(政令で定める場合に限る。)(には、当該徴収された消費税は当該外国貨物の保税地域からの引取りにつき課された消費税とみなして、消費税法の規定を適用する。

第六条 課税物品を輸入の許可を受けて保税地域から引き取らうとする者は、輸入申告に併せて消費税法等の規定(石油石炭税法第十五条第二項(引取りに係る原油等)についての課税標準及び税額の申告等の特例)の規定を除く。)(により引取りに係る課税標準及び税額の申告書又は引取りに係る課税標準の申告書を提出するものとする。

2 保税地域から引き取られる課税物品に係る消費税法第四十七条第一項(引取りに係る課税貨物)についての課税標準額及び税額の申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)(酒税法第三十条の三第一項(引取りに係る酒類

についての課税標準及び税額の申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)(揮発油税法第十一条第一項(引取りに係る揮発油)についての課税標準及び税額の申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)(石油ガス税法第十七条第一項(引取りに係る課税石油ガス)についての課税標準及び税額の申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)(及び石油石炭税法第十四条第一項(引取りに係る原油等)についての課税標準及び税額の申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)(以下「特例申告」と総称する。))に係る申告書(以下「特例納税申告書」という。))は、前項の規定にかかわらず、当該特例納税申告書に係る課税物品につき提出する関税法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書と併せて提出するものとする。この場合においては、当該課税物品に係る輸入の許可の日を引取りの日とみなして、これらの規定を適用する。

3 本邦に入国する者が課税物品をその入国の際に携帯して輸入する場合には、税関長は、消費税法等の規定による引取りに係る課税標準の申告書の提出に代えて、当該申告書に記載すべき事項を口頭で申告させることができる。

4 保税地域から引き取られる課税物品(特例申告に係る課税物品を除く。)(に係る内国消費税についての国税通則法第十九条(修正申告)の規定による修正申告又は同法第二十四条(更正)若しくは第二十六条(再更正)の規定による更正は、当該物品が保税地域から引き取られる前においても、することができるとする。この場合において、当該修正申告又は更正により納付すべき税額に相当する内国消費税は、第九条第一項の規定に該当する場合を除き、当該引取りの時までに納付しなければならぬ。

5 保税地域から引き取られる課税物品に係る内国消費税(石油石炭税法第三条(課税物件)に規定する原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭(第十二条及び第十六条において「原油等」という。))と同法第十五条第一項の承認を受けている者により引き取られるものに係る石油石炭税を除く。第十九条において同じ。))

置貨物)において準用する場合を含む。)の規定により公売に付され、又は売却される場合、当該公売又は売却の際における当該物品の所有者

四 関税法第九十七条第二項(税関職員以外の公務員による外国貨物の処分)の処分がある場合(次号及び第六号に掲げる場合を除く。)

五 関税法第九十七条第一項第一号(犯罪貨物の没収等)の規定に該当し、同号の犯罪貨物等として没収されない場合(当該貨物が税関長の指定する期間内に外国貨物として保税地域に入れられた場合を除く。)

六 関税法第九十七条第六項(犯罪貨物の没収等)の規定に該当する場合、同項に規定する犯人

七 関税法第九十七条第一項(領置物件又は差押物件の返還等)の規定により課税物品が還付される場合又は課税物品に係る同条第五項若しくは第六項に規定する代金が還付される場合、その還付を受けるべき者(内国消費税が納付されていないことを知らずに当該物品を所持することとなつたと認められる者を除く。)

2 関税法第十四条の五(換価代金からの充当又は徴収の特例)及び第九十七条第四項(関税の賦課手続の調整)(同法第九十七条第七項(犯罪貨物等に係る関税の徴収)及び第九十七条第七項(領置物件に係る関税の徴収)において準用する場合を含む。)

3 関税法第八十五条第一項(公売代金等の充当等)(同法第八十八条において準用する場合を含む。)

第九條 関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて課税物品を引き取つた者は、同法第九條第二項第三号(輸入の許可前における貨物の引取りに係る納期限)に掲げる日までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

に掲げる税額に相当する内国消費税を国に納付しなければならない。

一 第三項において準用する関税法第七条の十七(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)の規定による通知を受けた場合、同条の書面に記載された申告に係る納付すべき税額

二 当該物品の輸入の許可前に更正を受けた場合、当該更正通知書に記載された納付すべき税額(当該物品についての第六條第一項又は第四項の申告に係る税額のうち未納のものを含む。)

2 前項の規定の適用を受ける課税物品については、政令で定めるところにより、当該物品について課されるべき内国消費税額に相当する担保を提供しなければならない。

3 関税法第七条の十七の規定は、同法第七十三条第一項の規定により税関長の承認を受けて引き取られた課税物品に係る内国消費税額について準用する。

第十條 関税法第五十六条第一項(保税工場の許可)又は第六十二条の八第一項(総合保税地域の許可)の規定により保税工場又は総合保税地域の許可を受けた者(保税工場にあつては当該保税工場に係る同法第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の届出が受理された者を含む。)

2 前項の規定の適用を受ける場合において、税関長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、その許可に係る課税物品に課されるべき内国消費税額に相当する担保を提供させることができる。

2 税関長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、その許可に係る課税物品に課されるべき内国消費税額に相当する担保を提供させることができる。

3 第一項に規定する指定された期間が経過した場合において、同項に規定する指定された場所

4 第一項の課税物品が前項の規定に該当することとなつた場合には、第一項に規定する指定された期間が経過した時に、当該物品は当該保税工場又は総合保税地域から同項に規定する指定された場所に移入されたものとみなし、当該物品を原料又は材料とした製品で課税物品に該当するものはその製造をした者がその場所で製造したもの

5 前項の規定に該当する製品たる課税物品がその製造場から移出された場合には、政令で定めるところにより、当該移出につき課されるべき内国消費税額から当該物品の原料又は材料として消費し、又は使用した課税物品につき第三項の規定により徴収された、又は徴収されるべき内国消費税額(当該移出により課されるべき内国消費税額以外の税目に係る内国消費税額を含まない。)

第十一條 外国貨物である課税物品を外国貨物のまま運送するため、関税法第六十三条第一項(保税運送)若しくは第六十四条第一項(難破貨物等の運送)の規定による承認(同項ただし書の規定による警察官への届出を含む。)

2 特例輸出貨物(関税法第三十条第一項第五号(外国貨物を置く場所の制限)に規定する特例輸出貨物をいう。)

3 前項の規定は、当該保税地域が次の各号に掲げる特例輸出貨物である課税物品の区分に応じ

当該各号に定める場所に該当する場合には、当該課税物品については、適用しない。この場合において、当該課税物品については、たばこ税法第五条(保税地域に該当する製造場)、揮発油税法第四条(保税地域に該当する製造場)又は石油ガス税法第二十六条(保税地域に該当する石油ガスの充てん場)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特例輸出貨物である課税物品の区分に応じ、当該場所を保税地域でない当該各号に定める場所とみなして、消費税法等の規定を適用する。

一 製造たばこ(たばこ税法第三条(課税物件)に規定する製造たばこをいう。以下この号において同じ。)

二 揮発油(揮発油税法第二条第一項(定義)に規定する揮発油(同法第六条(揮発油等とみなす場合)の規定により揮発油とみなされるものを含む。))をいう。以下この号において同じ。)

三 課税石油ガス(石油ガス税法第三条(課税物件)に規定する課税石油ガスをいう。)

4 前条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

5 第一項の規定の適用を受けて引き取られた課税物品(輸出の許可(関税法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による輸出の許可をいう。第十五条の二において同じ。))を受けたものを除く。)

一 第一項に規定する承認を受けた課税物品が関税法第六十三条第四項(同法第六十四条第二項において準用する場合を含む。)

二 第一項に規定する特定保税運送者が関税法第六十三条の二第一項に規定する特定保税運送をした課税物品が同法第六十五条第二項(運送の期間内の経過による関税の徴収)に規定する期間内に運送先に到着しない場合、当該特定保税運送者

三 第一項に規定する税関長への届出をした課税物品が関税法第六十五条の第二項（運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収）に規定する期間内に運送先に到着しない場合当該届出をした者

第十二条 関税法第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み等）の規定による承認を受けて外国貨物である課税物品を同項に規定する船用品又は機用品として船舶又は航空機（本邦の船舶又は航空機を除く。）に積み込むため保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。

2 関税法第二十三条第一項の規定による承認を受けて外国貨物である原油等を同項に規定する船用品又は機用品として本邦の船舶又は航空機に積み込むため保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る石油石炭税を免除する。

3 関税法第七十五条（外国貨物の積みもどし）の規定により、外国貨物である課税物品を積みもどすため保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。

4 第一項又は第二項に規定する承認を受けて引き取られた課税物品が、関税法第二十三条第四項の規定により指定された期間内に当該承認に係る船舶又は航空機に積み込まれなかつたときは、税関長は、当該承認を受けた者から、直ちにその内国消費税を徴収する。ただし、当該船用品又は機用品を保税地域に入れた場合、災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却した場合は、この限りでない。

第十三条 次の各号に掲げる課税物品で当該各号に規定する規定により関税が免除されるもの（関税が無税とされている物品については、当該物品に課税されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む。第三項において同じ。）を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る消費税を免除する。

一 関税定率法第十四条第一号から第三号まで、第三号の二（国際連合又はその専門機関から寄贈された教育用又は宣伝用の物品に係る部分に限る。）、第三号の三、第四号、第六号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十七号又は第十八号（無条件免税）に掲げるもの（同条第十号に掲げる貨物にあつては、消費税法第七条第一項（輸出免税等）又は第八条第一項（輸出品販売場における輸出品の譲渡に係る免税）の規定により消費税の免除を受けたものを除く。）

二 関税定率法第十五条第一項第二号から第五号の二まで、第九号又は第十号（特定用途免税）に掲げるもの（同号に掲げる貨物にあつては、その用途を勘案して政令で定めるところに限る。）

三 関税定率法第十六条第一項各号（外交官用貨物等の免税）に掲げるもの

四 関税定率法第十七条第一項各号（再輸出免税）に掲げるもの

五 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十号）第八条の七（経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税）に規定する貨物（輸出の際に消費税の免除を受けていないものに限る。）

六 専ら本邦と外国との間の旅客若しくは貨物の輸送の用に供される船舶又は航空機その他の政令で定める物品を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る消費税を免除する。

3 次の各号に掲げる課税物品で当該各号に規定する規定により関税が免除されるものを保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税（消費税を除く。）を免除する。

一 関税定率法第十四条第一号、第二号又は第七号から第九号までに掲げるもの

二 関税定率法第十五条第一項第一号から第三号の二まで、第五号の二のロ若しくはハ又は第九号に掲げるもの

四 関税定率法第十七条第一項第一号又は第四号から第十一号までに掲げるもの

6 関税定率法第二十条の三（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用）の規定は、第一項第二号、第三号若しくは第四号又は第三項第二号、第三号若しくは第四号の規定により内国消費税の免除を受けた物品について準用する。

第十四条 輸入された課税物品のうち次に掲げる規定により当該課税物品に係る関税額の全部又は一部が還付されるものについては、当該還付される関税額に係る消費税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を還付する。

二 関税定率法第八條第十一項又は第三十三項（不当販売関税の還付）

三 関税定率法第九條第九項（暫定緊急関税の還付）

四 関税暫定措置法第七条の七第八項（経済連携協定に基づく特定貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）

2 前項（第一号及び第二号（関税定率法第八條第三十三項に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定による還付金については、国税通則法第五十八條第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。

3 第一項（第一号及び第二号（関税定率法第八條第三十三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定による還付金については、還付加算金（国税通則法第五十八條第一項に規定する還付加算金をいう。）を計算する場合には、その計算の基礎となる同条第一項の期間は、関税定率法第七條第二十九項又は第八條第三十二項の規定による還付の請求があつた日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当（国税通則法第五十七條第一項（充当）の規定による充当をいう。以下この項において同じ。）をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とす。

第十五条 輸入される課税物品が輸入の許可（関税法第七十三條第一項（輸入の許可前における（変質、損傷等の場合の軽減又は還付等）

貨物の引取り）の規定により引き取ることが承認されたものについては、当該承認前に変質し、又は損傷した場合においては、政令で定めるところにより、当該物品の変質若しくは損傷による価値の減少に基づく価格の低下率を基準として、その内国消費税を軽減し、又はその内国消費税額とその変質若しくは損傷後における性質及び数量により課税した場合における内国消費税額との差額以内において、その内国消費税を軽減することができる。ただし、第三条による課税物品の確定の時（同法第四条第一項第一号（課税物件の確定の時期）に掲げる貨物に該当する課税物品については、輸入申告の時）までに変質し、又は損傷した場合には、価格の低下率を基準とする内国消費税の軽減（数量を課税標準とする内国消費税に係るものを除く。）については、この限りでない。

2 輸入の許可を受けた課税物品で既に内国消費税が納付されたものが、輸入の許可後引き続き保税地域又は関税法第三十条第一項第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により税関長が指定した場所（第四項において「保税地域等」という。）に置かれていた間に、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合に、政令で定めるところにより、その内国消費税の全部又は一部に相当する金額を還付することができる。

3 消費税法等の規定により内国消費税の納期限が延長された課税物品でその内国消費税が納付されていないものうち、当該課税物品に係る内国消費税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合に還付することができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その還付することができることとなる内国消費税額に相当する金額をその納期限が延長された内国消費税額から減額することができる。この場合において、その減額された内国消費税額に相当する金額は同項の規定による還付があつたものとみなして、消費税法等及びこの法律の規定を適用する。

4 特例申告に係る課税物品が、輸入の許可後引き続き保税地域等に置かれており、かつ、当該課税物品に係る特例納税申告書が提出されるまでの間に、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合に

（変質、損傷等の場合の軽減又は還付等）

は、当該課税物品に係る特例納税申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税の全部又は一部に相当する金額を当該課税物品に課されるべき内国消費税額から控除することができる。

5 第二項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。

（加工又は修繕のため輸出された課税物品に係る消費税の軽減）

第十五条之二

加工又は修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入される課税物品（輸出の際に消費税の免除を受けていないもの）（第十三条第一項第五号に掲げるものを除く）に限るものとし、加工のためのものについては、本邦においてその加工をすることが困難であると認められるものに限る。）については、政令で定めるところにより、当該課税物品に係る消費税の額に、当該課税物品を関税定率法第十一条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）の輸入貨物とみなして計算された貨物の規定する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その消費税を軽減することができる。

（再輸出される課税物品に係る消費税の軽減）

第十五条之三

長期間にわたって使用することができる、かつ、通常その輸入が貸借契約に基づき、又は請負契約の履行に関連して、本邦で一時的に使用するため行われる課税物品のうち政令で定めるもので輸入され、その輸入の許可の日から二年（その使用のできる期間が特に長期にわたる課税物品で政令で定めるものについては、五年以内において政令で定める期間）以内に輸出されるものについては、政令で定めるところにより、その消費税を軽減することができる。

2 関税定率法第十八条第二項（再輸出減税）の規定は前項の規定により消費税を軽減する場合について、同条第三項の規定は前項の規定により消費税の軽減を受けた課税物品について、同条第四項の規定は前項の規定により消費税の軽減を受けた者について、それぞれ準用する。

（保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例）

第十六条 保税工場又は総合保税地域における保税作業（関税法第五十六条第一項（保税工場の

許可）に規定する保税作業をいう。以下この条において同じ。）により、課税物品を課税物品以外の製品（当該課税物品を原料又は材料として製造された製品で、当該課税物品に課される内国消費税以外の税目に属する内国消費税が課されるものを含む。）の原料又は材料として消費し、又は使用する場合には、消費税法第四条第六項本文、揮発油税法第五条第二項又は石油ガス税法第五条第二項（引取りとみなす場合）の規定は、適用しない。

2

保税工場又は総合保税地域における保税作業により、原油等を製品の原料として消費する場合には、石油石炭税法第五条第二項（引取りとみなす場合）の規定は、適用しない。この場合において、当該原油等を原料として製造された製品が関税定率法別表第二七〇・一二号、第二七〇・一九号若しくは第二七〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品、同表第二七・一一項に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素又は同表第二七・〇一項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したものに該当するときは、当該製品を石油石炭税法第三条（課税物件）に規定する石油製品又は外国から本邦に到着したガス状炭化水素若しくは石炭とみなして、同法及びこの法律の規定を適用する。

3

保税工場又は総合保税地域において製造している製品につき外国から購入の申込みがあった場合において、その申込みに係る納期内に当該保税工場又は総合保税地域において消費し、又は使用している外国貨物である課税物品（以下この項において「外貨原材料」という。）を原料又は材料として当該製品を製造して外国に向けて送り出すことが困難であることにつき、政令で定めるところにより、税関長の確認を受けて、当該外貨原材料と同種の外国貨物でない課税物品で内国消費税の課税済みのもの（以下この項において「課税済内貨原材料」という。）を原料又は材料として消費し、又は使用して当該保税工場又は総合保税地域で製造した製品（政令で定める製品については、当該課税済内貨原材料を原料又は材料として消費し、又は使用して製造した当該製品）を外国に向けて送り出したときは、政令で定めるところにより、当該製品の原料又は材料として消費され、又は使用された当該課税済内貨原材料の数量（当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造さ

れる場合には、当該課税済内貨原材料の数量のうち当該製品に対応するものとして政令で定める数量）として当該税関長の確認を受けた数量を限度として、当該製品を製造した者がその輸出（積戻しを含む。次項において同じ。）の許可の日から六月以内に保税地域から引き取る当該課税済内貨原材料と同種の外貨原材料に係る内国消費税を免除する。ただし、他の法律の規定により当該課税済内貨原材料に係る内国消費税額に相当する金額の控除又は還付を受ける場合は、この限りでない。

4

保税工場又は総合保税地域における保税作業について、その原料又は材料として消費し、又は使用する外国貨物がなくなつたこと等により、内国消費税を納付し輸入された課税物品を輸出する必要がある、かつ、前項の規定の適用を受けることが困難であると認められる場合において、あらかじめ税関長の承認を受けて、当該輸入された課税物品でその輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものをその輸入の許可の日から三月以内に保税工場又は総合保税地域に入れ、これを原料又は材料として製造した製品を輸出したときは、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。ただし、他の法律の規定によりその原料又は材料として消費し、又は使用した課税物品に係る内国消費税額に相当する金額の控除又は還付を受ける場合は、この限りでない。

5

消費税法等の規定により内国消費税の納期限が延長された課税物品でその内国消費税が納付されていないものうち、当該課税物品に係る内国消費税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合に還付することができるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その還付することができることとなる内国消費税額に相当する金額をその納期限が延長された内国消費税額から減額することができる。この場合において、その減額された内国消費税額に相当する金額は同項本文の規定による還付があつたものとみなして、消費税法等及びこの法律の規定を適用する。

6

保税工場又は総合保税地域における保税作業について、その原料又は材料として消費し、又は使用する外国貨物がなくなつたこと等により、

り、輸入された課税物品を輸出品の原料又は材料として消費し、又は使用することが必要であつて、その輸入された課税物品が特例申告に係る課税物品であり、かつ、第三項の規定の適用を受けることが困難であると認められる場合において、あらかじめ税関長の承認を受けて、当該課税物品でその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを当該課税物品に係る特例納税申告書の提出前に保税工場又は総合保税地域に入れ、これを原料又は材料として製造した製品を当該特例納税申告書の提出前に輸出したときは、当該特例納税申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を当該課税物品に課されるべき内国消費税額から控除することができる。ただし、他の法律の規定によりその原料又は材料として消費し、又は使用した課税物品に係る内国消費税額に相当する金額の控除又は還付を受ける場合は、この限りでない。

7

次に掲げる製品（本邦において消費し、又は使用する課税物品以外の製品で、消費税法等の規定により、当該製品の原料又は材料として消費し、又は使用する課税物品に係る内国消費税が免除されるものを除く。）を保税地域から引き取り、又は保税地域において消費し、若しくは使用する場合には、当該製品を引き取る者又はこれを使用する者が、その引取り又は消費若しくは使用の時に、当該製品のほか、その原料又は材料として消費し、若しくは使用した課税物品を保税地域から引き取るものとみなして、消費税法等及びこの法律の規定を適用する。

8

第一項の規定の適用を受けた課税物品を原料又は材料として製造した製品（政令で定めるものを除く。）又は関税定率法第十四条の二第一号（再輸入減税）の規定に該当するもの

二 第三項から前項までの規定の適用を受けた製品のうち、本邦に戻されたもの（当該製品が課税物品であり、かつ、当該製品の原料又は材料につき、当該製品に課される内国消費税と同一の税目の内国消費税が課税済みであるため、これらの規定が適用されたものを除く。）

第二項前段の規定の適用を受けた原油等を原料として製造した製品で次項の規定の適用を受

るもの

二 第三項から前項までの規定の適用を受けた製品のうち、本邦に戻されたもの（当該製品が課税物品であり、かつ、当該製品の原料又は材料につき、当該製品に課される内国消費税と同一の税目の内国消費税が課税済みであるため、これらの規定が適用されたものを除く。）

第二項前段の規定の適用を受けた原油等を原料として製造した製品で次項の規定の適用を受

るもの

二 第三項から前項までの規定の適用を受けた製品のうち、本邦に戻されたもの（当該製品が課税物品であり、かつ、当該製品の原料又は材料につき、当該製品に課される内国消費税と同一の税目の内国消費税が課税済みであるため、これらの規定が適用されたものを除く。）

第二項前段の規定の適用を受けた原油等を原料として製造した製品で次項の規定の適用を受

るもの

けるもの以外のものを保税地域から引き取り、又は保税地域において消費（保税工場又は総合保税地域における保税作業による原料としての消費を除く。）をする場合には、当該製品を引き取る者又は当該消費をする者が、その引取り又は当該消費の時に、当該製品の原料として消費した原油等を保税地域から引き取るものとみなして、石油石炭税法及びこの法律の規定を適用する。ただし、当該製品が、第二項後段の規定により石油石炭税法第三条に規定する石油製品又は外国から本邦に到着したガス状炭化水素若しくは石炭とみなされるものであり、かつ、第十二条第一項から第三項まで、第十三条第三項又は政令で定める他の法律の規定により石油石炭税の免除を受けて保税地域から引き取られるためのものである場合には、この限りでない。

9 第二項前段の規定の適用を受けた原油等を原料として製造した製品に係る納税申告等の特例（同法第六十二条の十五において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けるものについては、同法第五十八条の二の保税工場の許可を受けた者又は保税作業を総合保税地域において行う者が、同条の規定による輸入の許可を受ける時に、当該製品の原料として消費した原油等を保税地域から引き取るものとみなして、石油石炭税法及びこの法律の規定を適用する。

10 第一項又は第二項の規定に該当する消費又は使用をした者は、これらの規定に規定する消費又は使用をした課税物品及び当該物品を原料又は材料として製造した製品の種類、数量又は価額その他政令で定める事項を記載した書類を、当該消費又は使用の日の属する月の翌末日までに、当該保税工場又は総合保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

11 第一項又は第二項の規定に該当する消費若しくは使用をする者、第三項の規定による確認を受けた者又は第四項の税関長の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、当該原料又は材料として消費し、又は使用した課税物品の消費又は使用並びに当該原料又は材料を消費し、又は使用して製造した製品の製造及び払出しに關する事実を帳簿に記載しなければならない。第四項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。

13 第七項から第九項までの規定により保税地域から引き取るものとみなされる課税物品又は原油等に係る課税標準の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

（保税展示場等における使用等の特例）
 第十六条の二 保税展示場又は総合保税地域において、関税法第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）又は第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の承認を受けて、消費税法第二十一条第一号（定義）に規定する課税貨物を使用する場合（展示に關連して使用する場合に限る。）には、同法第四条第六項本文（課税の対象）の規定は、適用しない。

2 保税展示場又は総合保税地域に入れられた前項の課税貨物が、関税法第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）（同法第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による許可を受けて保税展示場又は総合保税地域以外の場所で使用される場合には、同法第六十二条の五の規定により指定された場所に出されている当該課税貨物は、同条の規定により指定された期間が満了するまでは、なお当該保税展示場又は総合保税地域にあるものとみなして、消費税法及びこの法律の規定を適用する。

3 第十条第三項の規定は、前項の指定された期間が経過した場合について準用する。
 4 税関長は、関税法第六十二条の四第二項（販売物品についての担保の提供）（同法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定により保税展示場又は総合保税地域に入れられた外国貨物である課税物品につき担保の提供を求めるときは、当該物品についてその内国消費税の額に相当する金額の範囲内で、担保の提供を併せて求めなければならない。（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付等）

第十六条の三 内国消費税を納付して輸入された課税物品のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであって、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを本邦から輸出するときは、当該物品がその輸入の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ない）と認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を

受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸出されるもの（たばこ税法第十五条第一項（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付）の規定の適用を受けるものを除く。）である場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。

2 消費税法等の規定により内国消費税の納期限が延長された課税物品でその内国消費税が納付されていないものうち、当該課税物品に係る内国消費税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合に還付することができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その還付することができるところとなる内国消費税額に相当する金額をその納期限が延長された内国消費税額から減額することができる。この場合において、その減額された内国消費税額に相当する金額は同項の規定による還付があつたものとみなして、消費税法等及びこの法律の規定を適用する。

3 特例申告に係る課税物品のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであって、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを当該課税物品に係る特例納税申告書の提出前に本邦から輸出したとき（たばこ税法第十五条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当該特例納税申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を当該課税物品に課されるべき内国消費税額から控除することができる。
 4 第一項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。

（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付等）
 第十七条 内国消費税を納付して輸入された課税物品のうち次の各号のいずれかに該当するもの

その輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを本邦から輸出するとき（第一号又は第二号に掲げる物品にあつては、返送のため輸出するときに限る。）は、当該物品がその輸入の許可の日から六月（六月を超えることがやむを得ない）と認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、六月を超え一年以内において税関長

が指定する期間。次項において同じ。）以内に保税地域（関税法第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する税関長が指定した場所を含む。以下この条において同じ。）に入れられたもの（たばこ税法第十五条第一項（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付）の規定の適用を受けるものを除く。）である場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。

一 品質又は数量等が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められる物品
 二 個人的な使用に供する物品で政令で定める販売の方法により販売されたものであつて品質等が当該物品の輸入者が予期しなかつたものであるため返送することがやむを得ないと認められるもの

三 輸入後において法令（これに基づく処分を含む。）によりその販売若しくは使用又はそれをうけたる製品の販売若しくは使用が禁止されるに至つたため輸出することがやむを得ないと認められる物品

2 前項に規定する物品を輸出に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これをその輸入の許可の日から六月以内に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて廃棄したとき（たばこ税法第十五条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。）は、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。
 3 消費税法等の規定により内国消費税の納期限が延長された課税物品でその内国消費税が納付されていないものうち、当該課税物品に係る内国消費税が納付されているものとみなして前二項の規定を適用した場合に還付することができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その還付することができることとなる内国消費税額に相当する金額をその納期限が延長された内国消費税額から減額することができる。この場合において、その減額された内国消費税額に相当する金額は前二項の規定による還付があつたものとみなして、消費税法等及びこの法律の規定を適用する。

4 特例申告に係る課税物品のうち第一項各号のいずれかに該当するものでその輸入の時の性質

区域外における職務の執行等)の規定を除く。)を適用する。

2 国税通則法第五十三条第五項の規定は、前項の犯則事件を国税庁、国税局又は税務署の当該職員及び税関職員が発見した場合について準用する。この場合において、同条第五項中「税務署の当該職員」とあるのは「税務署の当該職員(税関職員が最初に発見したときは、当該発見地又は犯則物件の輸入地若しくは納税地を所轄する税関の税関職員)」と、「国税局の当該職員」とあるのは「国税局の当該職員(税関職員が最初に発見したときは、当該発見地又は犯則物件の輸入地若しくは納税地を所轄する税関の税関職員)」と読み替えるものとする。

附則 抄

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2 酒税等ノ徴収ニ関スル法律(明治四十四年法律第四十五号)は、廃止する。

4 旧酒税等ノ徴収ニ関スル法律第二条の規定の適用を受けた運送及び同条の規定により提供された担保は、第五条第一項の規定の適用を受けた運送及び同条第二項の規定により提供された担保とみなす。

5 第六条第二項の規定は、この法律の施行後に関税法第七十三条第一項の規定により引き取る内国消費税課税物品(物品税法第一条に規定する物品を除く。)について適用する。

6 当分の間、第二条第二号及び第十一条第三項第二号に規定する揮発油には、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

附則 (昭和三十年六月三〇日法律第三八号) 抄

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月六日法律第五五号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年五月一日法律第九〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則 (昭和三十一年六月一四日法律第一七三号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年三月三一日法律第四八号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年三月三一日法律第四八号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二日法律第六七号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

(政令への委任)
第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成六年二月二日法律第一一
一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第一条中地方消費税に関する改正規定及び第三条の規定並びに附則第三条から第七条まで及び第十三条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定(地方財政法第四条の三第一項及び第五号第一項第五号の改正規定に限る。)、附則第十八条の規定、附則第十九条の規定(地方交付税法附則第四条の改正規定を除く。))並びに附則第二十条から第三十三条までの規定 平成九年四月一日

附則 (平成九年三月二六日法律第五
号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条中関税法の目次の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第九号の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同法第九号の三及び第十号第二項の改正規定、同法第十二条の前に節名を付する改正規定、同条第一項及び第七項の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定、同法第十四条第一項及び第二項の改正規定、同法第十四条の二第二項、第七十二条、第七十三条第一項及び第七十七号第五項の改正規定並びに次条第一項及び附則第六条から第十号までの規定 平成九年十月一日

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十九条の規定は、平成九年十月一日前に保税地域から引

き取られた同法第二条第二号に規定する課税物品(以下この条において「課税物品」という。)(同日以後に引き取られる課税物品でその輸入申告(同法第三条第一号に規定する輸入申告をいう。))が同日前にされたものを含む。)に係る同法第二条第一号に規定する内国消費税については、適用しない。

附則 (平成一〇年三月三十一日法律第二
六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十六条第五項の規定は、この法律の施行前に旧関税法第六十二条において準用する旧関税法第四十三条の三第一項又は旧関税法第六十二条の十の規定による税関長の承認を受けた貨物(この法律の施行の際現に旧関税法第六十条第一項(旧関税法第六十二条の十五において準用する場合を含む。))の規定による税関長の承認を受けているものを除く。)を原料又は材料の全部又は一部として製造された製品については、適用しない。

附則 (平成一二年三月三十一日法律第二
六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三章中関税法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七号の五を第七号の十七とする改正規定、同法第七条の四の改正規定、同条を同法第七条の十六とする改正規定、同法第七号の三の改正規定、同法同条を同法第七号の十五とする改正規定、同法第七号の二の改正規定、同条を同法第七号の十四とし、同法第七号の次に二条を加える改正規定、同法第九号、第九号の二、第十号から第十三号まで、第十四号、第十四号の二、第二十四号、第五十八号の二(見出しを含む。)、第六十二号の十五、第六十七号、第六十八号、第七十二号、第七十三号、第九十七号及び第百五十二条の改正規定、同法第百十三号の二を同法第百十三号の三とし、同法第百十三号の次に一条を加える改正規定、同法第百十五号及び第百十六号の改正規定、同法第百十七号の改正規定(第

百十三号の二)を「第百十三号の二(特例申告書を提出期限までに提出しない罪)、第百十三号の三」に、「第六号まで(許可)」を「第七号まで(許可)」に改める部分に限る。)、第四条中関税暫定措置法第十条の三及び第十条の四の改正規定並びに附則第五条及び第七号から第十六号までの規定については、平成十三年三月一日から施行する。

附則 (平成一三年三月三十一日法律第二
一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定並びに附則第七条、第八条、第十条、第十三号及び第十五号の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

附則 (平成一四年三月三十一日法律第一
六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十四条の規定は、この法律の施行前に関税法第七号第三十項(相殺関税の還付)、第八号第十一項若しくは第三十三項(不当廉売関税の還付)又は第九号第九項(暫定緊急関税の還付)の規定による関税額の還付があった場合についても適用する。

附則 (平成一四年七月三十一日法律第九
八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む。))並びに附則第二十八号第二項、第三十三号第二項及び第三十三号並びに第三十九号の規定 公布の日

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 課税物品を内容とする郵便物であつて施行日において名あて人が受け取っていないもの(以下この条において「受取前郵便物」という。))について第百十六号の規定による改正

前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(次項において「旧法」という。))第七条第一項の規定により税関長が郵政官署を経て発した通知は、当該税関長が当該受取前郵便物について第百十六号の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(次項において「新法」という。))第七条第一項の規定により公社を経て発した通知とみなす。

2 受取前郵便物について旧法第七条第二項の規定により郵政官署がした送達は、当該受取前郵便物について新法第七条第二項の規定により公社がした送達とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

附則 (平成一四年一二月一三日法律第一
五二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第三十一条(地方税法第百五十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第百六十三号の改正規定に限る。)、第十九号(不動産登記法第二十一条第四項及び同法第百五十一条ノ三第七項にただし書を加える改正規定に限る。)、第二十一条(商業登記法第十三条第二項及び同法第百十三号の五第二項にただし書を加える改正規定に限る。)、第二十二号から第二十四号まで、第三十七号(関税法第九号の四の改正規定に限る。)、第三十八号、第四十四号(国税通則法第三十四条第一項の改正規定に限る。)、第四十五号、第四十八号(自動車重量税法第十条の次に一条を加える改正規定に限る。)、第五十二号、

第五十三号、第五十四号、第五十五号、第五十六号、第五十七号、第五十八号、第五十九号、第六十号、第六十一号、第六十二号、第六十三号、第六十四号、第六十五号、第六十六号、第六十七号、第六十八号、第六十九号、第七十号、第七十一号、第七十二号、第七十三号、第七十四号、第七十五号、第七十六号、第七十七号、第七十八号、第七十九号、第八十号、第八十一号、第八十二号、第八十三号、第八十四号、第八十五号、第八十六号、第八十七号、第八十八号、第八十九号、第九十号、第九十一号、第九十二号、第九十三号、第九十四号、第九十五号、第九十六号、第九十七号、第九十八号、第九十九号、第一百号、第一百零一号、第一百零二号、第一百零三号、第一百零四号、第一百零五号、第一百零六号、第一百零七号、第一百零八号、第一百零九号、第一百一十号、第一百一十一号、第一百一十二号、第一百一十三号、第一百一十四号、第一百一十五号、第一百一十六号、第一百一十七号、第一百一十八号、第一百一十九号、第一百二十号、

物について新法第七條第二項の規定により郵便事業株式会社が行った送達とみなす。

第百十七條 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便法第三十八條の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八條（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十條（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一條及び第七十二條（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二條第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四十條に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一八年三月三十一日法律第一〇号）抄

第一條 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から四まで 略
- 五 第一次に掲げる規定 平成十九年一月一日
- イ及びロ 略
- ハ 第十條中国税通則法第六十五條第一項及び第三項第二号の改正規定、同法第六十六條の改正規定、同法第六十七條に一項を加える改正規定並びに同法第六十八條の改正規定並びに附則第七十三條、第七十四條及び第百六十二條の規定

（罰則に関する経過措置）

第二百一十一條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条にお

いて同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百一十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一八年三月三十一日法律第一七号）抄

第一條 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から六まで 略
- 七 第一條中関稅定率法第九條の改正規定、第九條中関稅暫定措置法第七條の八の改正規定、同法第七條の九の次に一項を加える改正規定及び同法第八條の七の次に一項を加える改正規定並びに附則第八條の規定 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の効力発生の日

附則（平成一八年二月八日法律第一〇五号）抄

第一條 この法律中第七條の十の次に一項を加える改正規定、第八條の八の次に一項を加える改正規定及び附則第二條の規定は経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日から、その他の規定は経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日又は平成十九年四月一日のいずれか早い日から施行する。

附則（平成一九年三月三十一日法律第二〇号）抄

第一條 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一及び二 略
- 三 第二條中関稅法第四條の改正規定、同法第七條の二第二項の改正規定（当該許可ごと「に」を削る部分に限る。）、同法第三十四條の改正規定、同法第四十一條の改正規定、同法第五十條から第五十五條までの改正規定、同法第六十一條の三の次に二條を加える改正規定

定、同法第六十二條の改正規定、同法第六十七條の二の改正規定、同法第六十九條の十二の改正規定、同法第七十九條の改正規定、同法第九十條の改正規定、同法第九十五條の改正規定及び同法第九十八條の改正規定並びに第四條中関稅暫定措置法第八條の四第一項の改正規定（同法第六十二條）を「同法第六十一條の四」に改める部分に限る。及び同法第十三條第一項の改正規定（平成十九年三月三十一日）を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。並びに附則第六條中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全部隊の地位に関する協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律第九條の改正規定、附則第八條の規定、附則第十條の規定及び附則第十二條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

定、同法第六十二條の改正規定、同法第六十七條の二の改正規定、同法第六十九條の十二の改正規定、同法第七十九條の改正規定、同法第九十條の改正規定、同法第九十五條の改正規定及び同法第九十八條の改正規定並びに第四條中関稅暫定措置法第八條の四第一項の改正規定（同法第六十二條）を「同法第六十一條の四」に改める部分に限る。及び同法第十三條第一項の改正規定（平成十九年三月三十一日）を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。並びに附則第六條中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全部隊の地位に関する協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律第九條の改正規定、附則第八條の規定、附則第十條の規定及び附則第十二條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

定、同法第六十二條の改正規定、同法第六十七條の二の改正規定、同法第六十九條の十二の改正規定、同法第七十九條の改正規定、同法第九十條の改正規定、同法第九十五條の改正規定及び同法第九十八條の改正規定並びに第四條中関稅暫定措置法第八條の四第一項の改正規定（同法第六十二條）を「同法第六十一條の四」に改める部分に限る。及び同法第十三條第一項の改正規定（平成十九年三月三十一日）を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。並びに附則第六條中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百二十二号）第七條の改正規定、附則第七條中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二條の改正規定、同法第三條の改正規定、同法第四條の改正規定及び同法第十條の改正規定、附則第十一條中通關業法第二條第一号イの（一）の改正規定並びに附則第十四條の規定（平成十九年十月一日）

附則（平成一九年三月三十一日法律第二〇号）抄

第一條 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から四まで 略
- 五 第三條の規定並びに第四條中関稅暫定措置法第八條の四第一項の改正規定（同法第六十二條）を「同法第六十一條の四」に改める部分を除く。及び同法第十三條第一項の改正規定（平成十九年三月三十一日）を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。並びに附則第六條中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百二十二号）第七條の改正規定、附則第七條中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二條の改正規定、同法第三條の改正規定、同法第四條の改正規定及び同法第十條の改正規定、附則第十一條中通關業法第二條第一号イの（一）の改正規定並びに附則第十四條の規定（平成十九年十月一日）

附則（平成一九年三月三十一日法律第二〇号）抄

第一條 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から四まで 略
- 五 第三條の規定並びに第四條中関稅暫定措置法第八條の四第一項の改正規定（同法第六十二條）を「同法第六十一條の四」に改める部分を除く。及び同法第十三條第一項の改正規定（平成十九年三月三十一日）を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。並びに附則第六條中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律第九條の改正規定、附則第八條の規定、附則第十條の規定及び附則第十二條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成一九年三月三十一日法律第二〇号）抄

第一條 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から四まで 略
- 五 第三條の規定並びに第四條中関稅暫定措置法第八條の四第一項の改正規定（同法第六十二條）を「同法第六十一條の四」に改める部分を除く。及び同法第十三條第一項の改正規定（平成十九年三月三十一日）を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。並びに附則第六條中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律第九條の改正規定、附則第八條の規定、附則第十條の規定及び附則第十二條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成一九年三月三十一日法律第二〇号）抄

第一條 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から四まで 略
- 五 第三條の規定並びに第四條中関稅暫定措置法第八條の四第一項の改正規定（同法第六十二條）を「同法第六十一條の四」に改める部分を除く。及び同法第十三條第一項の改正規定（平成十九年三月三十一日）を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。並びに附則第六條中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律第九條の改正規定、附則第八條の規定、附則第十條の規定及び附則第十二條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成一九年三月三十一日法律第二〇号）抄

第一條 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から四まで 略
- 五 第三條の規定並びに第四條中関稅暫定措置法第八條の四第一項の改正規定（同法第六十二條）を「同法第六十一條の四」に改める部分を除く。及び同法第十三條第一項の改正規定（平成十九年三月三十一日）を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。並びに附則第六條中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律第九條の改正規定、附則第八條の規定、附則第十條の規定及び附則第十二條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

第六條の規定及び附則第九條の規定 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日又はこの法律の施行の日いずれか遅い日

附則（平成二〇年三月三十一日法律第五号）抄

第一條 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日法律第一三三号）抄

第一條 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（施行期日）

第九十條 施行日前に課した、又は課すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（施行期日）

む。)その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
第百三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十二年三月三十一日法律第六号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日

イからナまで 略
ラ 第二十二条の規定

第百四十六条 (罰則に關する経過措置)

この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第百四十七条 (その他の経過措置の政令への委任)

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十三年三月三十一日法律第七号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条中関税法第四条の改正規定、同法第七

七条の九の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第十五条の三の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第二十条の改正規定、同法第二十条の二の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第四十三条の三の改正規定、同法第六十三條の改正規定、同法第六十七條の二の改正規定(「関税暫定措置法第八条の二第一項第二号(特惠関税等)に規定する特定鉱工業産品等であつて同項」を「メキシコ協定第五条1(メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。))に

改める部分を除く。)、同法第六十七條の三の改正規定、同法第六十七條の十一及び第六十七條の十二を削る改正規定、同法第六十七條の十を同法第六十七條の十一とする改正規定、同法第六十七條の九の改正規定、同法第六十七條の十一とする改正規定、同法第六十七條の八の改正規定、同法第六十七條の十とする改正規定、同法第六十七條の七を同法第六十七條の九とする改正規定、同法第六十七條の六の改正規定、同法第六十七條の五を同法第六十七條の七とする改正規定、同法第六十七條の四の改正規定、同法第六十七條の三の次に二条を加える改正規定、同法第六十七條の十三の改正規定、同法第六十九條の十一の改正規定(「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を削る部分に限る。)、同法第七十五條の改正規定、同法第七十六條の改正規定、同法第九十五條の改正規定、同法第一百五條の改正規定(「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。))を削る部分、「提示させ」を「提示させ」に改める部分及び「第六十七條の十一第三項」を「第六十七條の四第三項」に改める部分に限る。)、同法第一百四條の二の改正規定(同条第十号の次に一号を加える部分を除く。))及び同法第一百五條の二の改正規定並びに附則第六條中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十七年法律第百二十二号。第四号において「地位協定臨特法」という。))

第五條の改正規定及び附則第八條中輸入品に對する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号。次号及び第三号並びに次条第一項において「輸徴法」という。))第十一條の改正規定 平成二十三年十月一日
二 第二條及び第六條の規定並びに附則第八條中輸徴法第十六條の改正規定並びに附則第十條及び第十一條の規定 平成二十四年一月一日
三 第三條中関税法第七條の十五の改正規定、同法第十三條の改正規定及び同法第十四條から第十四條の三までの改正規定並びに附則第八條中輸徴法第二十條の改正規定 経済社会の構造の変化に對した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十四号)の施行の日
四 第二條の改正規定(以下この項において「新輸徴法」という。))第七條の十五及び第十四條から第十四條の三までの規定(これらの規定を輸徴法第六條第六項又は附則第八條の規定による改正後の輸徴法(以下この項において「新輸徴法」という。))第二十條において準用する法定納期限等が到来する内国消費税(輸徴法第二條第一号に規定する内国消費税をいう。以下この項において同じ。))について適用し、同日前の規定による改正前の関税法(以下この条において「旧関税法」という。))第十四條第四項(附則第八條の規定による改正前の輸徴法第二十條において準用する場

合を含む。))に規定する法定納期限等が到来した関税及び内国消費税については、なお従前の例による。
附則 (平成二十三年三月三十一日法律第一号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 から四まで 略
五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日
イからレまで 略
ソ 第二十条及び附則第九十一条の規定

二 第二條及び第六條の規定並びに附則第八條中輸徴法第十六條の改正規定並びに附則第十條及び第十一條の規定 平成二十四年一月一日
三 第三條中関税法第七條の十五の改正規定、同法第十三條の改正規定及び同法第十四條から第十四條の三までの改正規定並びに附則第八條中輸徴法第二十條の改正規定 経済社会の構造の変化に對した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十四号)の施行の日
四 第二條の改正規定(以下この項において「新輸徴法」という。))第七條の十五及び第十四條から第十四條の三までの規定(これらの規定を輸徴法第六條第六項又は附則第八條の規定による改正後の輸徴法(以下この項において「新輸徴法」という。))第二十條において準用する法定納期限等が到来する内国消費税(輸徴法第二條第一号に規定する内国消費税をいう。以下この項において同じ。))について適用し、同日前の規定による改正前の関税法(以下この条において「旧関税法」という。))第十四條第四項(附則第八條の規定による改正前の輸徴法第二十條において準用する場

合を含む。))に規定する法定納期限等が到来した関税及び内国消費税については、なお従前の例による。
附則 (平成二十三年三月三十一日法律第一号) 抄

合を含む。))に規定する法定納期限等が到来した関税及び内国消費税については、なお従前の例による。
附則 (平成二十三年三月三十一日法律第一号) 抄

二 第二條及び第六條の規定並びに附則第八條中輸徴法第十六條の改正規定並びに附則第十條及び第十一條の規定 平成二十四年一月一日
三 第三條中関税法第七條の十五の改正規定、同法第十三條の改正規定及び同法第十四條から第十四條の三までの改正規定並びに附則第八條中輸徴法第二十條の改正規定 経済社会の構造の変化に對した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十四号)の施行の日
四 第二條の改正規定(以下この項において「新輸徴法」という。))第七條の十五及び第十四條から第十四條の三までの規定(これらの規定を輸徴法第六條第六項又は附則第八條の規定による改正後の輸徴法(以下この項において「新輸徴法」という。))第二十條において準用する法定納期限等が到来する内国消費税(輸徴法第二條第一号に規定する内国消費税をいう。以下この項において同じ。))について適用し、同日前の規定による改正前の関税法(以下この条において「旧関税法」という。))第十四條第四項(附則第八條の規定による改正前の輸徴法第二十條において準用する場

合を含む。))に規定する法定納期限等が到来した関税及び内国消費税については、なお従前の例による。
附則 (平成二十三年三月三十一日法律第一号) 抄

(その他の経過措置の政令への委任)
第百五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(納税環境の整備に向けた検討)

第百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

附則 (平成二四年五月八日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定(郵政民営化法目次中「第六章 郵便事業株式会社」第一節 設立等(第七十条―第七十二条)／第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例(第七十三条・第七十四条)／第三節 移行期間中の業務に関する特例等(第七十五条―第七十八条)／第七章 郵便局株式会社)を「第七〇章 削除」第七章 日本郵便株式会社として改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第百五条第一項、同項第二号及び第百十條第一項第二号ホの改正規定、同法第百十條の次に一條を加える改正規定、同法第百二十五條第一項、同項第二号及び第百三十八條第二項第四号の改正規定、同法第百三十八條の次に一條を加える改正規定、同法第十一章を一節を加える改正規定(第百七十六條の五に係る部分に限る)、同法第百八十条第一項第一号及び第二号並びに第百九十六條の改正規定(第十二号を削る部分を除く。)並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く。)、第二条のうち日本郵政株式会社法附則第二条及び第三条の改正規定、第五条(第二号に係る部分に限る。)の規定、次条の規定、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及び第十八条の規定、附則第三十八條の規定(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)附則第二条第一項、第四十九條、第五十五條及び第七

十九條第二項の改正規定、附則第九十條の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則第九十一條及び第九十五條の改正規定を除く。)、附則第四十條から第四十四條までの規定、附則第四十五條中総務省設置法(平成十一年法律第九十一號)第三条及び第四条第七十九號の改正規定並びに附則第四十六條及び第四十七條の規定は、公布の日から施行する。(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 課税物品を内容とする郵便物であつたものの(以下この条において「受領前郵便物」という。)について附則第十三條の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(以下この条において「旧法」という。)

第七條第一項の規定により税関長が郵便事業株式会社を経て発した通知は、当該税関長が当該受領前郵便物について附則第十三條の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(以下この条において「新法」という。)第七條第一項の規定により日本郵便株式会社を経て発した通知とみなす。

2 受領前郵便物について旧法第七條第二項の規定により郵便事業株式会社がした送達は、当該受領前郵便物について新法第七條第二項の規定により日本郵便株式会社がした送達とみなす。

3 郵便物に係る内国消費税を納付しようとする者が、旧法第七條第四項又は第五項の規定により当該内国消費税の税額に相当する金銭を郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託したときは、新法第七條第四項又は第五項の規定により当該内国消費税の税額に相当する金銭を日本郵便株式会社に交付し、その納付を委託したものとみなして、同条第六項及び第七項の規定を適用する。

4 旧法第七條第六項において準用する附則第二十八條の規定による改正前の関税法第七十七條の五第一項の規定による税関長の郵便事業株式会社に対する求めは、新法第七條第六項において準用する附則第二十八條の規定による改正後の関税法(以下この項において「新関税法」という。)第七十七條の五第一項の規定による税関長の日本郵便株式会社に對する求めとみなして、新法第七條第六項(新関税法第七十七條の五第二項の規定を準用する部分に限る。)及び第二十四條(第一号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第四十六條 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十七條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二六年三月三十一日法律第一二〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二六年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年三月三十一日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一及び二 略
- 三 次に掲げる規定 平成二七年十月一日
- イ 略
- ロ 第四条の規定(同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定(同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。)、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。)

並びに附則第三十五條から第三十八條まで、第三十九條第一項から第十二項まで、第四十條から第四十七條まで、第百十二條、第百十三條及び第百十八條の規定(罰則に関する経過措置)

第百三十條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二八年三月三十一日法律第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一及び二 略
- 三 次に掲げる規定 平成二九年一月一日
- イからハまで 略
- ニ 第六条の規定(同条中国税通則法第三十条の三の改正規定、同法第三十四条の五の改正規定及び同法第七十四条の二の改正規定を除く。)

並びに附則第五十四條、第百五十四條から第百五十六條まで及び第百六十七條の規定(罰則に関する経過措置)

第百六十八條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第百六十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二八年三月三十一日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から三まで 略
- 四 第三条中関税法目次の改正規定(「第六條の二」を「第六條の三」に改める部分及び「第七十九條の五」を「第七十九條の六」に改める部分を除く。)

同法第四條第一項第一号の改正規定、同法第五号の改正規定、同法第九條の二第二項の改正規定、同法第三十條第一項第五号の改正規定、同法第四十三條の三第三項の改正規定、同法第四十三條の四一項を加える改正規定、同法第六十二條の七の改正規定、同法第六十二條の十五の改正規定(「許可の要件」を削る部分を除く。)

同法第六十七條の二の改正規定、同法第六十七條の三の改正規定、同法第六章第二節の次に一節を加える改正規定、同法第六十八條の次に一條を加える改正規定

定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第七十九条第三項第一号の改正規定、同法第七十九条の四第一項の改正規定（二以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可。次号において同じ。）を削る部分に限る。）及び同法第七十九条の五第一項第一号の改正規定並びに第七十条の規定並びに附則第四条及び第六条から第十四条までの規定。公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成二八年二月一六日法律第一〇八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日（第三号において「発効日」という。）から施行する。

附則（平成二九年三月三一日法律第四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

イからリまで 略

又 第十四条の規定（同条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項第一号の改正規定を除く。）及び附則第九十五条第二項の規定

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十五条 第十四条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（次項において「新輸徴法」という。）第十三条第一項第一号の規定は、施行日以後に輸出される同号に掲げる課税物品（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二条第二号に規定する課税物品をいう。以下この条において同じ。）に係る消費税について適用し、施行日前に輸出された同項第一号に掲げる課税物品に係る消費税については、なお従前の例による。

2 新輸徴法第二十六条の規定は、平成三十年四月一日以後にした行為に係る課税物品の輸入（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二条第七号に規定する輸入をいう。以下

この項において同じ。）に係る内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二条第一号に規定する内国消費税をいう。以下この項において同じ。）の犯則事件の処分について適用し、同日前にした行為に係る課税物品の輸入に係る内国消費税の犯則事件の処分については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四百四十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成三〇年七月六日法律第七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（令和四年三月三一日法律第四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 次に掲げる規定 令和六年一月一日

イからニまで 略

ホ 第十四条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十九条の改正規定（罰則に関する経過措置）

第九十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

この項において同じ。）に係る内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二条第一号に規定する内国消費税をいう。以下この項において同じ。）の犯則事件の処分について適用し、同日前にした行為に係る課税物品の輸入に係る内国消費税の犯則事件の処分については、なお従前の例による。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附則（令和五年三月三一日法律第三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 令和六年一月一日

イからニまで 略

ホ 第十二条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十九条の改正規定

四 次に掲げる規定 令和六年四月一日

イからホまで 略

ヘ 第十二条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第三項の改正規定

（罰則に関する経過措置）

第七十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和五年三月三一日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第九十五条の改正規定並びに次条第二項及び附則第五条の規定 令和五年十月一日